

福島県キャッシュレス決済端末導入支援補助金
交付の手引き（案）

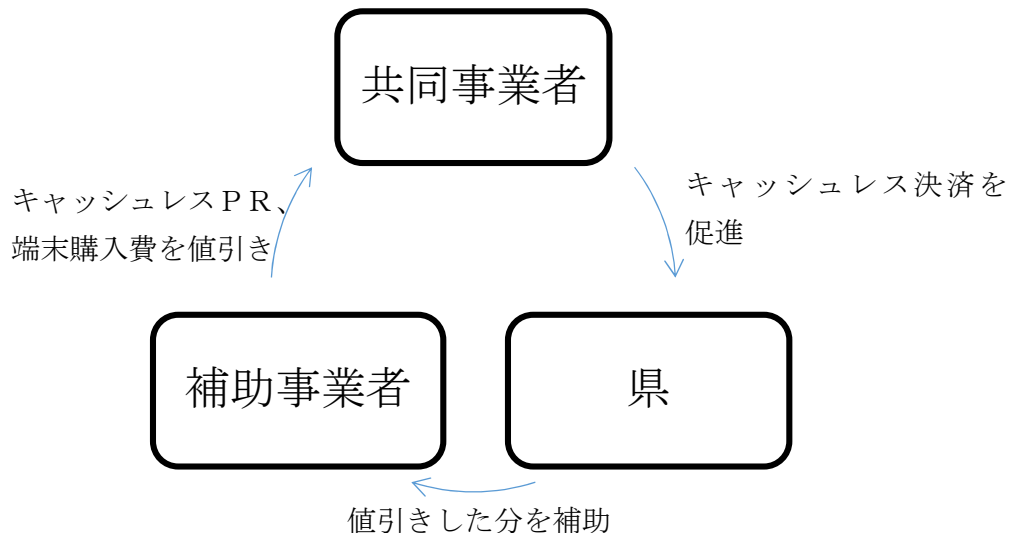
令和7年 月 日

1	補助金の制度について	1
2	補助対象機器の登録について	3
3	補助金交付申請について	4
4	事業実施について	5
5	補助事業実施中に県に報告すべき事項について	6
6	事業完了時について	7
7	補助金の概算払・精算払について	9
8	事業完了後、注意する事項について	10
9	連絡先	11

1 補助金の制度について

(1) 補助事業の概要

本事業は、県内の商取引においてキャッシュレス取引を促進させ、中小企業者等の経営力強化と消費者の利便性を図るため、キャッシュレス決済端末を取り扱っている事業者（補助事業者）が当該端末を新規導入する県内の事業者（共同事業者）に販売する際に要する経費の一部を補助します。



(2) 補助事業のスキーム

補助事業の主なスキームは次表のとおりです。事業実施中に支障があった場合は変更となる可能性があります。

【参考】福島県キャッシュレス決済端末導入支援補助金 事業スキーム

共同事業者 (中小企業者等)	補助事業者 (端末販売会社)	県
①補助対象機器の登録	補助対象機器の登録申請 (機器型番、予定価格)	機器別補助金額を一律で 設定・通知・公表
②補助金交付申請	補助金交付申請	交付決定
③交付決定直後	機器等納入(補助事業者の 在庫は補助対象外)	補助事業者連絡先を公表
④事業実施	キャッシュレス決済の有 効性をPR 決済端末発注 代金支払い	補助金分値引き販売
⑤事業実施中	補助対象機器の追加登録 申請 補助金変更申請(販売台数 増減可能) 概算払請求書提出(販売済 み分に限る)	追加設定・通知・公表 変更承認 補助金一部交付
⑥事業完了時	完了報告書、実績報告書提 出 精算払請求書提出	額の確定 補助金交付

(3) 本補助金に関連する法律、政令、条例等

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ・福島県財務規則（昭和39年規則第17号）
- ・福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）
- ・福島県キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付要綱

2 補助対象機器の登録について

(1) 補助対象とする機器等の要件

キャッシュレス決済端末（クレジットカード読み取り機能がある機器を必須条件とし、それ以外の機能を保有していても対象とする。）及び付属設備のうち、県に登録された機器を補助対象とします。

ただし、インターネット接続料等のランニングコストは含みません。

複数の事業者から同じ端末の登録申請があった場合、その平均額を機器別補助金額とします。見積単価が他事業者と比較して過大と認められる場合、審査過程で調整することがあります。

参考までに、補助対象経費の例は次のとおりです。

補助対象経費の例	キャッシュレス決済端末本体機器、POS レジ・バーコードリーダー・レシートプリンター・Wi-Fi ルーター等の付属機器、工賃、出張料、諸経費（15%以内） ※上記の機器であっても、交付決定前に補助事業者の在庫となっていた機器等は補助対象外となります。
補助対象とならない経費の例	機器リース料、他の用途に転用できる機器、インターネット接続料・加盟店手数料等の経常的経費（ランニングコスト）、消費税等の公租公課

(2) 提出書類

次の書類を公募要領で定める期限までに提出してください。

見積書は原則機器毎としますが、付属機器とのセット販売のみとする場合は、見積書1枚にまとめてもかまいません。

No.	名称	備考
1	(様式第1号) 福島県キャッシュレス決済端末導入支援補助金補助対象機器登録申請書	
2	販売予定機器（決済端末、付属設備等）のカタログ	
3	機器販売時の見積書	

(3) 記載例

【記載例】

見積書

福島県知事 様

①見積日が申請日より前の日付になっているか

見積日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社
福島県〇〇市〇〇〇〇〇
TEL:000-000-0000
担当者:〇〇

②申請者と一致しているか
※担当者名と連絡先があれば、代表取締役印不要

見積金額 ¥66,000

③この見積書の場合、カタログが3点必要

品名	数量	単位	単価	金額
AAA-0000(決済端末)	1	台	30,000	30,000
BBB-0000(バーコードリーダー)	1	台	10,000	10,000
CCC-0000(Wi-Fiルーター)	1	台	5,000	5,000
出張代	1	回	2,000	2,000
工賃	3	時間	4,000	12,000
小計				59,000
諸経費	10	%	59,000	5,900
値引額				-4,900
合計(税抜)				60,000
消費税(外税)	10	%	60,000	6,000
見積合計金額				66,000

④この金額が補助対象経費(他申請者と同じ機器の申請があった場合、明らかに過剰な単価の場合等は審査過程で調整します)

(4) 注意事項

他社の見積金額の内訳、機器別補助金額の計算過程等に関する問い合わせには応じません。

3 補助金交付申請について

(1) 提出書類

補助事業者(キャッシュレス決済端末販売会社)は、機器別補助金額の通知日以降、次の書類を公募要領で定める期限までに提出してください。

交付決定後に販売予定数量の増加が見込まれる場合は、変更承認手続きが可能ですので、必ず販売できる台数で申請してください。

No.	名称	備考
1	(様式第2号) 福島県キャッシュレス決済端末導入支援補助金交付申請書	
2	(別紙1) 補助事業計画書	
3	法人の場合、現在事項証明書(商業登記)	

No.	名称	備考
	個人事業主の場合、開業届（写）及び住民票抄本 ※申請日前3か月以内に発行したもの ※所在地が県外の場合、県内に営業所等があることを示す書類が必要	
4	直近3か年の財務諸表（決算、事業あるいは営業報告書）又は所得税青色申告決算書	
5	暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿	別記1
6	県税の納税証明書	各地方振興局県税 部で発行
7	通帳の写し（補助金振込用口座） ※金融機関名、支店名、口座番号、名義が分かるもの	
8	その他、知事が必要と認める書類	状況に応じて指示

4 事業実施について

(1) 機器の発注時期

県の交付決定通知を受け取った後、補助事業者は補助対象機器の納入をしてください。交付決定前の納入品は、補助事業者の在庫と判断されるため、補助対象外となります。

納品書（写）は実績報告書提出時に提出してもらいますので、必ず納入業者から受け取ってください。

(2) キャッシュレス決済端末等の販売

補助事業者は、キャッシュレス決済端末を導入した場合の有効性をPRしつつ、共同事業者となれる事業者を探してください。

共同事業者は値引き販売として実質的に補助金を受け取っているため、補助制度の制約がかかります。主な内容は（別紙2）共同事業実施申出書に記載していますので、共同事業者に説明の上、記載してもらってください。

共同事業者からの代金受取りは、銀行振込としてください。通帳（写）は実績報告書提出時に提出してもらいますので、共同事業者からの振込であることが分かるようにしてください。（他の入出金履歴を見られたくない場合は、本補助金専用の新規通帳を作成し、その口座で入出金することもできます。）

共同事業者1者で複数のキャッシュレス決済端末等を導入した場合であっても、1者あたりの補助上限額は15万円とします。

なお、納品するキャッシュレス決済端末等には「令和7年度第2世代交付金事業」と記載（印字、シール貼付等で可）してください。

(3) 共同事業者とみなさない事業者

次のいずれかに該当する事業者は、共同事業者とはみなしません（要綱第6条第2項第2号）。

- | | |
|---|--|
| ア | 令和7年4月1日時点でキャッシュレス決済端末（クレジットカード読み取り機能を持つ機器）を導入している事業者 |
| イ | 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等 |
| ウ | 県税に未納がある者 |
| エ | 次のいずれか（みなし大企業）に該当する事業者
(ア) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の第2条第1項第2号アからエまでに該当しない事業者（以下、「大企業」という。）が所有していること。
(イ) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること。
(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること。 |
| オ | 政治活動及び宗教活動を事業目的とする事業者 |
| カ | 公序良俗に反することを事業目的とする事業者 |
| キ | 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断されること（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく規制の対象となる事業）を事業目的とする事業者 |
| ク | 補助金交付前に廃業（廃業届の提出の有無に関わらず、業務を停止しており実質的に廃業している場合を含む）した事業者 |

このうち、「キ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断されることを事業目的とする事業者」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項（風俗営業）及び第5項（性風俗関連特殊産業）を事業目的とする事業者とします。

5 補助事業実施中に県に報告すべき事項について

(1) 補助対象機器を追加登録したい場合

補助事業実施期間中に新製品が販売開始された等の理由により、補助対象機器を新規登録したい場合は、（様式第1号）福島県キャッシュレス決済端末導入支援補助金補助対象機器登録申請書を再度提出してください。県で機器別補助金額を追加設定し、公表します。

その後、（様式第3-1号）福島県キャッシュレス決済端末導入支援補助金に係る変更承認申請書を提出してください。県の変更承認通知を受け取った後、新製品を発注してください。

(2) 販売予定数量を変更したい場合

補助事業実施期間中に売上げ好調等の理由により、販売予定数量を変更したい場合は、（様式第3-1号）福島県キャッシュレス決済端末導入支援補助金に係る変更承認申請書を提出してください。県は、予算の範囲内で交付決定額を増額することがあります。県の変更承認通知を受け取った後、追加発注してください。

(3) 補助事業を中止・廃止したい場合

事業実施中に何らかの都合により補助事業をやめたい場合は、(様式第3-2号) 福島県キャッシュレス決済端末導入支援補助金に係る中止(廃止)承認申請書を提出してください。県から中止(廃止)承認通知を送付します。

(4) その他、補助事業について問題が発生した場合

相談に応じますので、県経営金融課まで連絡してください。

6 事業完了時について

(1) 提出書類

補助事業者は、事業完了後に次の書類を交付要綱で定める期限までに提出してください。

No.	名称	備考
1	(様式第6号) 福島県キャッシュレス決済端末導入支援補助金に係る完了報告書	事業完了後速やかに提出
2	(様式第7号) 福島県キャッシュレス決済端末導入支援補助金に係る実績報告書	事業完了後15日以内に提出
3	納品書(写・メーカーから補助事業者が発行されたもの)	納品日に注意
4	(別紙2) 共同事業実施申出書	補助事業者、共同事業者の連名
5	(別紙3) 共同事業者実施状況一覧表	
6	請求書(写・補助事業者から共同事業者が発行したもの)	
7	通帳(写・共同事業者から振込があったことがわかるもの)	
8	加盟店契約書(写・共同事業者とカード決済会社等の契約書)	新規導入のみであるため、契約日が交付決定日以降になっているか確認
9	事業実施状況が分かる写真(共同事業者店舗等の外観、機器の設置場所、機器の型番表示の3点)	付属設備含め複数台機器を導入した場合は、全部の機器の写真が必要
10	その他、知事が必要と認める書類	状況に応じて指示

(2) 記載例

【記載例】

納品書 (兼請求書)

納品日 令和△△年△△月△△日

〇〇株式会社 御中

③補助事業者あての納品書になっているか

①取引実態として納品書兼請求書を使用している場合、改めて納品書を作成する必要はない

株式会社△△△△
福島県△△市△△△△
TEL: 000-000-0000

②納品日が交付決定日より前の日付になっているか

見積金額 ￥742,500

品名	数量	単位	単価	金額
AAA-0000(決済端末)	15	台	30,000	450,000
BBB-0000(バーコードリーダー)	15	台	10,000	150,000
CCC-0000(Wi-Fiルーター)	15	台	5,000	75,000
小計				675,000
④交付決定を受けた機器の型番と一致しているか	⑤交付決定を受けた販売予定台数と一致しているか (販売予定台数>納品台数 →複数回納品でも可 販売予定台数<納品台数 →超過台数分は補助対象外)			
合計(税抜)				675,000
消費税(外税)	10	%	675,000	67,500
見積合計金額				742,500

【記載例】

請求書

発行日 令和□□年□□月□□日

□□商店 御中

②共同事業者あての請求書になっているか

〇〇株式会社
福島県〇〇市〇〇〇〇
TEL: 000-000-0000
担当者名: 〇〇

①発行日がメーカー納品日より後の日付になっているか

見積金額 ￥28,072

品名	数量	単位	単価	金額
AAA-0000(決済端末)	1	台	30,000	30,000
BBB-0000(バーコードリーダー)	1	台	10,000	10,000
CCC-0000(Wi-Fiルーター)	1	台	5,000	5,000
出張代	2	回	1,000	2,000
工賃	4	時間	3,000	12,000
小計				59,000
諸経費	12	%	59,000	7,080
値引額				-560
補助金分値引額				-40,000
③公表している端末別補助金額と一致しているか ※見積時と単価・数量に変更があっても可				
合計(税抜)				25,520
消費税(外税)	10	%	25,520	2,552
見積合計金額				28,072

通帳表紙

①補助事業者名義の通帳か

【記載例】

〇〇株式会社 店番号000 □座番号0000000

普通預金通帳

〇〇銀行

通帳

年月日	お客様メモ	お支払金額	お預り金額	差引残高	端末・店番号
××.××.××		前頁繰越		0	0000
□□.□□.□□		□□ショウテン	28,072	28,072	0000
××.××.××		××ショウドウ	12,345	40,417	0000
〇〇.〇〇.〇〇		40,417	ATM	0	0000

②共同事業者名と請求金額が一致しているか

7 補助金の概算払・精算払について

(1) 補助金の支払時期

補助事業者が実績報告書提出後、県の審査を経て補助金額の確定通知を送付しますので、(様式第8号)福島県キャッシュレス決済端末導入支援補助金精算払請求書を提出していただいた後に補助金を交付します。

(2) 概算払を受けたい場合

事業実施期間中に補助金の一部を概算払で受けたい場合は、共同事業者に販売済みの分について概算払できることがあります。

補助事業者は、次の書類を提出(実績報告書と共通。)してください。県の審査後、適切であると認めた場合、補助金の一部を概算払します。

※全額精算払とした場合、期限までに書類不備の差替えが間に合わず補助金対象外となってしまうおそれがあるので、定期的な概算払請求をおすすめします。

No.	名称	備考
1	(様式第4号)福島県キャッシュレス決済端末導入支援補助金に係る概算払請求書	
2	納品書(写・メーカーから補助事業者が発行されたもの)	納品日に注意
3	(別紙2)共同事業実施申出書	補助事業者、共同事

No.	名称	備考
		業者の連名
4	(別紙3) 共同事業者実施状況一覧表	
5	請求書(写・補助事業者から共同事業者に発行したもの)	
6	通帳(写・共同事業者から振込があったことがわかるもの)	
7	加盟店契約書(写・共同事業者とカード決済会社等の契約書)	新規導入のみであるため、契約日が交付決定日以降になっているか確認
8	事業実施状況が分かる写真(共同事業者店舗等の外観、機器の設置場所、機器の型番表示の3点)	付属設備含め複数台機器を導入した場合は、全部の機器の写真が必要
9	その他、知事が必要と認める書類	状況に応じて指示

(3) 誤って補助金を過大請求した場合

本事業と関係ない請求書を添付した場合、他の補助金を二重に受け取っていた場合等で補助金を誤って過大請求したことに気づいたときは、至急県に報告してください。補助金返還の手続きを行います。

後日の検査等で過大請求の事実が判明した場合、過大請求分に加え、加算金等の支払いを請求することがあります。加えて、文書偽造、キックバック等違法行為の事実が判明した場合には刑事告発(所得税法等違反の場合は税務署に告発)しますので、誤りに気づいた時点で報告してください。

8 事業完了後、注意する事項について

- (1) 補助事業者及び共同事業者は、事業効果を検証するためのアンケート調査や効果検証事業(売り上げ増加を目指した中小企業診断士等による伴走支援)、県監査委員会及び会計検査院の検査対象になった場合の検査に協力していただく必要があります。
- (2) 補助金で購入したキャッシュレス決済端末とその付属機器を処分(廃棄、売却、用途変更等)する場合は、その前に県に報告してください。処分の内容によって補助金の一部返還が必要となる可能性があります。補助事業者又は共同事業者が廃業する場合も同様です。

9 連絡先

福島県商工労働部経営金融課

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎1階）

電話 024-521-8650

メール keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp

この手引きは、補助事業者等から相談があったときに随時更新しますので、最新の手引きを参考に事業を進めてください。